

令和 7 年度 藤枝市中小企業支援補助金一覧

制度名	内 容 ※詳しい条件等についてはご相談ください
IT 導入 事業費 補助金	国の IT 導入補助金事業を実施する市内中小企業等に対しての補助金 【補助対象経費】 国の IT 導入補助金事業に要した経費から国の補助金額を差し引いた自己負担額 【補助率】 1 / 2 【限度額】 上限 1 0 万円 【条件等】 ・国の IT 導入補助金事業を実施する藤枝市内に本社等を置く中小企業者 (注)他の市補助金との併用は出来ません。 ●ホームページはこちらから⇒ 
中小企業 販路拡大 出展事業費 補助金	販路の拡大を図るため、大都市圏等で開催される展示会・見本市等に出展する中小企業者に対しての補助金 【補助対象経費】 出展に係る小間料、小間装飾料、印刷製本費、通信運搬費等 【補助率】 1 / 2 【限度額】 上限 2 5 万円 【条件等】 製造業を主に行う中小企業者に限る ●ホームページはこちらから⇒ 
産業財産権 取得費補助金	産業財産権(特許・実用新案・意匠・商標)取得に取り組む中小企業者に対しての補助金 【補助対象経費】 出願、審査請求、登録に係る経費 【補助率】 1 / 2 【限度額】 上限 2 0 万円 (1 つの財産権につき) 【条件等】 弁理士への手数料は補助の対象外 ●ホームページはこちらから⇒ 

制度名	内 容 ※詳しい条件等についてはご相談ください
ものづくり 設備等導入 支援事業費 補助金	先端設備等導入計画の認定を受けた上で、国のものづくり補助金事業を実施する市内中小企業等に対する補助金 【補助対象経費】 国ものづくり補助金対象経費（機械装置、工具等の購入費等）と同様で、設備単価50万円以上（税抜き）のもの（国補助事業費（税抜き）） 【補助率】 1／6 【補助額】 中小企業者：上限200万円 小規模企業者・小規模事業者：上限100万円 【条件等】 ・藤枝市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者 ・先端設備等導入計画を策定して市の認定を受けた中小企業者等（設備の所在地が藤枝市内であること） ・国ものづくり補助金事業を実施する中小企業者等 （注）他の市補助金との併用は出来ません。 ●ホームページはこちらから⇒ 
6次産業化等 スタートアップ 支援事業 （助成）	「藤枝市農商工連携・6次産業化推進ネットワーク」の会員同士のプロジェクトチームによる原則本市農林資源を活用した、商品開発及び市場開拓に対する補助金 【補助対象経費】 ① 商品・サービス開発に係る調査分析及び研究開発に要する経費 ② 市場開拓に要する経費 【補助額】 ① について 補助率1／2 上限 70万円 ② について 補助率1／2 上限 30万円 【条件等】 「藤枝市農商工連携・6次産業化推進ネットワーク」の会員同士のプロジェクトチーム（市内業者を必ず含む） ●ホームページはこちらから⇒ 
従業員 労働環境改善 事業費補助金	従業員の労働環境の改善を図るため、労働環境改善に取り組んだ市内の事業所に対する補助金 【補助対象】 ①建築物及び敷地内の施設の整備に対する設備設置等、従業員の労働環境の改善を図るための設備、装備等に係る導入及び改修に要した費用 ②従業員の熱中症対策を図るために購入した備品（ファン付ベスト等） 【補助率】 1／2 【限度額】 ①（1つの事業者につき）最大50万円 ② 2, 500円／人 かつ 2万5千円／事業者 【条件等】 藤枝市内施工業者と契約した設備導入及び藤枝市内業者からの物品購入に限る ●ホームページはこちらから⇒ 

制度名	内 容 ※詳しい条件等についてはご相談ください
従業員 資格取得支援 事業費補助金	市内の事業所に勤務する藤枝市在住の従業員が資格の取得や講座を受講する際に要する費用を負担する中小企業者に対しての補助金 【補助対象】 資格試験の受験手数料及び資格取得に必須となる講座受講料（入学金含む）並びに年度中に購入した教材費等 【補助率】 国家資格：1／2 公的機関が指定する資格や講座：1／3 【限度額】 国家資格：（1人当たり）最大10万円 公的機関が指定する資格や講座：（1人当たり）最大5万円 【条件等】 藤枝市内の事業所へ勤務する藤枝市内に在住する従業員の資格が取得できた場合に限る 資格取得に関しては合格の場合に限る ●ホームページはこちらから⇒ 
小規模事業者 経営力向上 補助金	国の「小規模事業者持続化補助金」または県の「小規模企業経営力向上支援事業費補助金」を実施する事業者に対しての補助金 【補助対象経費】 国又は県の補助事業に要した経費(税抜き)から国又は県の補助金額を差し引いた自己負担額 【補助率】 1／2 【限度額】 上限20万円 【条件等】・藤枝市内に本社又は主たる事業所を有する小規模事業者 (注)他の市補助金との併用は出来ません。 ●ホームページはこちらから⇒ 
中小企業強靱 化支援事業費 補助金	市内に店舗、工場又は事業所を有しており、事業継続計画、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に基づいて、その実効性向上や災害対応力強化のため必要となる防災設備、機器等を導入する中小企業者等に対する補助金 【補助対象経費】 BCP等の実効性向上や災害対策の強化を行っていく上で必要となる、設備等（災害等の発生時以外に専ら使用されるもの及び法令上備え付けることが義務付けられているものを除く。）の導入に要する経費 【補助率】 補助対象経費の2分の1、上限50万円 ※1事業者につき1回限り ●ホームページはこちらから⇒ 

制度名	内 容 ※詳しい条件等についてはご相談ください																											
高年齢者等雇用奨励金	市内に居住する高年齢者等の雇用促進と安定を目的に、国の特定求職者雇用開発助成金支給終了後も、引き続き高齢者等を常用労働者として雇用した中小企業主に対する雇用奨励金。 【金額】 10,000円／月を最高6ヶ月分（上限60,000円） 【条件】・ 下記に該当する求職者を、公共職業安定所等の紹介により雇用 ① 高年齢者 ② 身体障害者 ③ 知的障害者 ④ 精神障害者 ⑤ 母子家庭の母等⑥ 父子家庭の父 ・ 従業員を国の「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）」の助成期間満了後も引き続き雇用 ・ 従業員を藤枝市内の事業所で雇用 ・ 従業員が藤枝市民であること ●ホームページはこちらから⇒ 																											
障害者キャリアアップ支援奨励金	障害者が個々に持てる能力を発揮して生き活きと活躍し、その雇用の安定に繋がるよう、障害者雇用の質の向上を図るため、国が進める障害者のキャリアアップ助成金を活用する中小企業者等に対する奨励金を支給する。 【金額】 <table><tr><th>支給対象者</th><th>措置内容</th><th>国の助成額</th><th>市の助成額案</th></tr><tr><td rowspan="3">重度身体障がい者 重度知的障がい者 精神障がい者</td><td>有期雇用⇒正規雇用</td><td>120万円</td><td>20万円</td></tr><tr><td>有期雇用⇒無期雇用</td><td>60万円</td><td>10万円</td></tr><tr><td>無期雇用⇒正規雇用</td><td>60万円</td><td>10万円</td></tr><tr><td rowspan="3">重度以外の身体障がい者 重度以外の知的障がい者 発達障がい者 難病患者 高次脳機能障がいと診断された者</td><td>有期雇用⇒正規雇用</td><td>90万円</td><td>15万円</td></tr><tr><td>有期雇用⇒無期雇用</td><td>45万円</td><td>7万5千円</td></tr><tr><td>無期雇用⇒正規雇用</td><td>45万円</td><td>7万5千円</td></tr></table> 【条件】 ・ 市内に本社、本店又は主たる事業所を有する中小企業であること ・ キャリアアップ助成金（障害者正社員コース）の支給を受けていること。 ・ キャリアアップ助成金（障害者正社員コース）の助成対象期間終了後、6ヶ月間継続して障害者を雇用していること。 ・ 従業員が市内在住であること ●ホームページはこちらから⇒ 				支給対象者	措置内容	国の助成額	市の助成額案	重度身体障がい者 重度知的障がい者 精神障がい者	有期雇用⇒正規雇用	120万円	20万円	有期雇用⇒無期雇用	60万円	10万円	無期雇用⇒正規雇用	60万円	10万円	重度以外の身体障がい者 重度以外の知的障がい者 発達障がい者 難病患者 高次脳機能障がいと診断された者	有期雇用⇒正規雇用	90万円	15万円	有期雇用⇒無期雇用	45万円	7万5千円	無期雇用⇒正規雇用	45万円	7万5千円
支給対象者	措置内容	国の助成額	市の助成額案																									
重度身体障がい者 重度知的障がい者 精神障がい者	有期雇用⇒正規雇用	120万円	20万円																									
	有期雇用⇒無期雇用	60万円	10万円																									
	無期雇用⇒正規雇用	60万円	10万円																									
重度以外の身体障がい者 重度以外の知的障がい者 発達障がい者 難病患者 高次脳機能障がいと診断された者	有期雇用⇒正規雇用	90万円	15万円																									
	有期雇用⇒無期雇用	45万円	7万5千円																									
	無期雇用⇒正規雇用	45万円	7万5千円																									
ジョブコーチ育成奨励金	障がい者雇用の促進や、雇用している障がい者の生き活きとした職場環境を整備のために、従業員をジョブコーチ養成研修に参加させた中小企業者等に対して奨励金を支給する。 【金額】 8,000円×研修日数 【条件】・ 従業員にジョブコーチ養成研修を受講させた事業主 ・ 藤枝市内に事業所があること ・ 受講した者が藤枝市にある事業所で職務すること ●ホームページはこちらから⇒ 																											